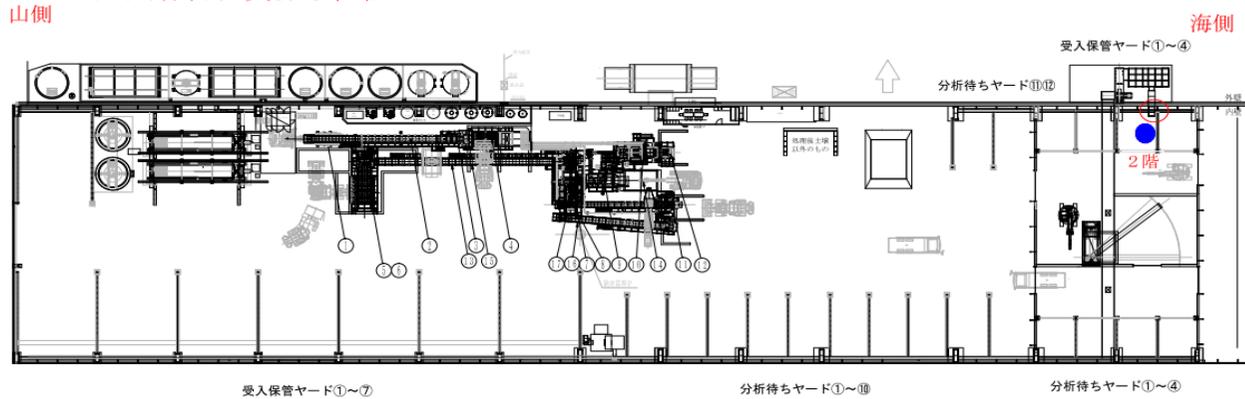


浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、第5条第16号ロの規定する測定に関する次に掲げる事項

第5条16号ロ 大気有害物質の量を三月に一回以上

- イ 当該測定に係る大気汚染物質を採取した年月日
- ロ 当該測定を委託した場合にあっては、当該委託を受けて当該測定を行ったものの氏名又は名称
- ハ 当該測定の結果を得た年月日
- ニ 当該測定の結果

大気有害物質採取位置



項目	許容限度		温度が零度・圧力が1気圧の状態に換算
カドミウム	1	mg	窒素酸化物・排ガス量が1日当たり10立方メートル未満の浄化等処理施設またはセメント製造施設にあっては、350立方センチメートル
塩素	30	mg	
塩化水素	700	mg	
ふっ素、フッ化水素及びふっ化けい素	10	mg	
鉛	20	mg	
窒素酸化物	250	cm ³	
クロロエチレン	規定値はない		1年に1回以上の測定が望ましい
1,2-ジクロロエタン			
ジクロロメタン			
テトラクロロエチレン			
トリクロロエチレン			
砒素			
ベンゼン			
PCB			